

社会福祉法人のしおり

（法人設立の手引）

平成30年（2018年）7月

四條畷市福祉政策課

目次

【法人の設立について】

第1	社会福祉法人の意義	1
第2	社会福祉法人の設立に向けて	
1	社会福祉法人の設立にあたって	4
2	社会福祉事業一覧表	10
第3	社会福祉法人の設立について	
1	社会福祉法人の認可について（社会福祉法人審査基準）	15
2	社会福祉法人の認可について（社会福祉法人審査要領）	30
第4	定款の制定について	35
第5	設立認可申請に係る提出書類について	58
1	書類作成上の注意	61
2	社会福祉法人設立認可申請書	62
3	社会福祉法人設立認可申請総括表	65
4	添付書類一覧表	68
5	添付書類様式例	71
第6	社会福祉法人設立後の手続について	120
	法人設立登記及び財産移転完了届	125

第1 社会福祉法人の意義

社会福祉法人の意義

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、同法第2条に定める第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人です。

社会福祉法人は、営利を目的とするものであってはならないだけでなく、極めて公共性の高い公益法人として適正な運営が強く求められており、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければなりません。

社会福祉法人の設立は、原則として直ちに社会福祉事業を開始できる場合に限り認可されるものです。

また、その性格から、税制面における特例などの適用を受ける一方で、出資に対する利益の配当が禁止されており、設立の原資は寄附によることとなるほか、事業を継続できなくなった際の残余財産は同種の法人若しくは国庫に帰属することとなることなどが定められています。

なお、社会福祉法は公益法人に関する一般法である民法（明治29年法律第89号）の特別法にあたり、社会福祉法人に対しては、社会福祉法の規定によるほか民法の規定が準用されます。

第2 社会福祉法人の設立に向けて

1 社会福祉法人の設立にあたって

(1) 社会福祉法人の所轄庁について

主たる事務所が四條畷内にあり、四條畷市内のみでその事業を行う社会福祉法人にあつては、四條畷市が所轄庁として設立認可、定款変更等の許認可や届出の受理を行い、運営全般に関する指導等を行うこととなります。

(2) 社会福祉法人の設立認可要件について

ア 法人を設立する必要性

社会福祉法人は、社会福祉法第22条で定義されているとおり、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものですので、具体的な事業の実施計画が策定され、新たに社会福祉法人を設立し事業を実施する必要性が認められることのほか、原則として設立後直ちに社会福祉事業が開始できることが求められます。

そのため、設立に向けての協議や審査は、具体的な事業の実施計画や、実施事業に係る行政機関との協議を踏まえ進めていく必要があります。特に、社会福祉施設の整備事業の多くは、本市、大阪府事業担当課等との協議を並行して進めてください。

イ 実施事業

社会福祉法人が実施できる事業は下記のものに限られています。また、社会福祉事業を主たる事業としなければならない、過大な公益事業や収益事業は認められません。

(7) 社会福祉事業

社会福祉法第2条に限定列举されている事業です。10～12ページに記載しています。

(イ) 公益事業及び収益事業

社会福祉法第26条に規定する事業であり、実施するにあたっては要件を満たす必要があります。

なお、介護保険法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という。」）等に基づく事業であっても、公益事業とされるものもあります。

ウ 基本財産

社会福祉法人は、社会福祉法第25条の規定により、その財政的基盤として「社会福祉事業を行うに必要な資産」を備えなければならないこととされています。この資産を「基本財産」といい、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有し、基本財産としなければならないこととされています。

なお、特定の条件においては、不動産の一部に限り民間からの貸与を受けることができる等の特例が適用できる場合もありますので、19ページを参照してください。

エ 資金

(7) 実施事業に係る資金

事業の実施計画を策定する際には、併せて資金計画を策定してください。その際には、各事業に係る利用者負担金、運営費、補助金、委託料、介護保険報酬等の事業収入に係る制度を確認し、社会福祉法人会計基準ほか法令等を遵守することはもちろんのこと、計画的・安定的に資金を確保することができるよう、見通しを立ててください。

なお、施設整備費用や事業運営に要する費用とは別に、年間事業予算の1/2分の

1以上（介護保険事業等の場合は12分の2以上）の資金を運転資金として確保することが必要です。

(イ) 施設整備に係る資金

施設の整備に際して、補助金が交付される場合があります。補助金制度は対象施設により異なりますが、補助金以外の資金は自己資金若しくは借入金で賄う必要があります。

なお、施設整備資金の借入において、公的融資機関である独立行政法人福祉医療機構を利用することができますが、あくまで「借入金」であり、施設開設後に返済しなければなりません。また、融資限度額や手続きに関する取り決めもあります。利用を希望する場合は、並行して機構との協議を進めるとともに、余裕をもって返済できる資金計画の策定に努めてください。

オ 評議員、役員（理事・監事）

社会福祉法人を運営するにあたっては、評議員及び役員（理事・監事）を選任し、評議員による評議員会及び理事による理事会を構成することとなります。

評議員の選任にあたっては評議員選任・解任委員会等による選任手続きを経る必要があります。役員（理事・監事）の選任にあたっては評議員会における選任手続きを経る必要があります。

また、設立時の評議員や役員（理事・監事）、その代表者については定款において規定することとなります。

なお、評議員や役員（理事・監事）に対し報酬を支給する場合には、評議員についてはその額を定款で定め、役員（理事・監事）については定款にその旨を規定するか評議員会の決議により支給を定め、役員等の報酬等の支給の基準を整備し評議員会で承認を得る必要があります。

(7) 評議員（定款で定める理事の数を超える数）

- a 評議員は法人の議決機関である評議員会の構成員です。
評議員は、法人との委任契約に基づき、善管注意義務が課せられています。
- b 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任されます。
- c 評議員の欠格事由
 - ①法人
 - ②成年被後見人又は被保佐人
 - ③社会福祉法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ⑤所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員
 - ⑥暴力団員等の反社会的勢力の者
- d 評議員の特殊関係者
評議員には、各評議員又は各役員（理事・監事）の配偶者及び三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません。

※評議員と特殊の関係がある者

（社会福祉法施行規則（以下「省令」という）第2条の7、8）

- ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該評議員又は役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。
- ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員
※ 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である、評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

e 評議員の兼職

評議員は、当該社会福祉法人の役員（理事・監事）、会計監査人又は職員を兼ねることはできません。

(イ) 理事（6名以上）

- a 理事は法人の業務執行の意思決定機関である理事会の構成員であり、理事の中から選定された者が法人の代表者（理事長）となります。
理事には、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務があります。
- b 理事の選任にあたっては、次の要件を満たす必要があります。
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - ② その法人が事業を行う区域における福祉の実情に通じている者
 - ③ その法人が施設を設置している場合は、その施設の管理者
- c 理事の欠格事由
 - ①法人
 - ②成年被後見人又は被保佐人
 - ③社会福祉法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ⑤所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員
 - ⑥暴力団員等の反社会的勢力の者
- d 理事の特殊関係者
理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と

特殊の関係のある者が理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけません。ただし、理事の特殊関係者の上限は3人です。

※理事と特殊の関係がある者（省令第2条の10）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者② 当該理事に雇用されている者③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの④ ②、③に掲げる者の配偶者⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。⑦ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）<ul style="list-style-type: none">・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人 |
|---|

e 理事の兼職

理事は、当該社会福祉法人の監事又は評議員を兼ねることはできませんが、職員を兼ねることはできます。

(ウ) 監事（2名以上）

a 監事は、毎年定期的に監査を行い、監査報告を作成し、理事に報告する役割を担います。

また、理事会への出席義務があります。

b 監事の選任にあたっては、次の要件を満たす必要があります。

- ① 社会福祉事業について識見を有する者
- ② 財務管理について識見を有する者

c 監事の欠格事由

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 社会福祉法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ⑥ 暴力団員等の反社会的勢力の者

d 監事の特殊関係者

監事には、各役員との配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません。

※監事と特殊の関係がある者（省令第2条の11）

- ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。
- ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

e 監事の兼職

監事は、当該社会福祉法人の評議員・理事又は職員を兼ねることはできません。

f 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいです。

（3）法人設立等の意思決定や手続きについて

ア 設立発起人会

法人設立や当該法人が実施する事業に係る意思決定は、理事長就任予定者等の個人によるのではなく、複数の設立発起人が設立者となり、設立発起人で構成する設立発起人会の総意による必要があります。設立発起人会の決定事項には設立後就任する理事の法的責任が生じ得るものが含まれますので、必ず理事就任予定者は設立発起人としてください。

また、設立発起人は、設立代表者を選任し、法人設立に関する一切の権限を委任することができますが、利益相反行為等が生じ得る場合には、併せて特別代理人を選任してください。

なお、設立発起人が事務を遂行する際には、理事と同様の法的責任が生じ得ることとなります。

発起人代表者が注意を怠り、第三者に対して損害を及ぼした場合、その代表者は個人的に賠償責任を負うこととなります。さらに、代表者以外の発起人も、注意をすれば損害の発生を防ぐことができるにもかかわらず、その注意を怠った場合には、賠償責任を負うこととなります。

イ 法人設立事務の概要

（ア）新たに社会福祉法人を設立しようとするときは、正式な設立認可申請に先立って、あらかじめ本市に協議していただきますが、その際は、次のいずれかに該当している必要があります。

- a 本市内において新たに社会福祉事業を行うことについて、既に各事業担当所管課、大阪府と事前協議を終了しているとき。
- b 既存の社会福祉法人の合併等を行おうとするとき。
- c その他本市が特に必要と認めるとき。

（イ）協議については、所定の社会福祉法人設立認可協議書に必要書類を添付して、本市の指定する時期までに本市に提出してください。

なお、協議から法人の設立までは相当な期間を必要としますので、協議が遅れる

と、予定する施設又は事業の開始に間に合わないことがありますので、注意してください。

(ウ) 本市は、法人設立認可審査会を開催し、提出書類に基づき設立の適否の審査を行い、その結果を提出者に連絡します。

(エ) 上記審査会において法人設立が適当と認められたときは、社会福祉法人設立認可申請書により正式な設立認可申請を行うとともに、施設の開設等に向けて、各事業担当所管課、大阪府と綿密に連絡をとりながら、手続きを進めてください。

なお、法人の設立は、所轄庁に設立認可の申請をし、その認可を受けた後、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。設立認可を受けた日から2週間以内に登記をする必要があります。

また、後述のとおり、設立認可を受けた後にも、所定の事務手続きを行う必要がありますので、留意してください。

ウ 事務手続きを行う担当者

社会福祉法人の設立認可申請に係る書類には、定款のほか、役員や評議員の選任に関するもの、不動産や資金の贈与や貸与に係るもの、資金計画を含む事業計画や施設整備計画に係るもの等、多岐にわたる書類の作成が必要であり、これらは今後の法人運営に大きく影響するものです。

法人設立の事務手続きについては、理事長や施設長等になる予定の方が直接行ってください。

2 社会福祉事業一覧表

<第一種社会福祉事業>

- 生活保護法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 救護施設
 - 更生施設
 - 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
- 生計困難者に対する以下の事業
 - 助葬を行う事業
 - 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
- 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 乳児院
 - 母子生活支援施設
 - 児童養護施設
 - 障害児入所施設
 - 児童心理治療施設
 - 児童自立支援施設
- 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 養護老人ホーム
 - 特別養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
- 障害者総合支援法に規定する次の施設を経営する事業
 - 障害者支援施設
- 売春防止法に規定する次の施設を経営する事業
 - 婦人保護施設
- 授産施設を経営する事業

<第二種社会福祉事業>

- 生計困難者に対する以下の事業
 - 生活必需品等を与える事業
 - 生活に関する相談に応ずる事業
- 生活困窮者自立支援法に規定する次の事業
 - 認定生活困窮者就労訓練事業
- 児童福祉法に規定する以下の事業
 - 障害児通所支援事業
 - 障害児相談支援事業
 - 児童自立生活援助事業
 - 放課後児童健全育成事業
 - 子育て短期支援事業
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 養育支援訪問事業
 - 地域子育て支援拠点事業
 - 一時預かり事業

- 小規模住居型児童養育事業
- 小規模保育事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業
- 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 助産施設
 - 保育所
 - 児童厚生施設
 - 児童家庭支援センター
- 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する次の施設を経営する事業
 - 幼保連携型認定こども園
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する以下の事業
 - 母子家庭日常生活支援事業
 - 父子家庭日常生活支援事業
 - 寡婦日常生活支援事業
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する以下の母子・父子福祉施設を経営する事業
 - 母子・父子福祉センター
 - 母子・父子休養ホーム
- 老人福祉法に規定する以下の事業
 - 老人居宅介護等事業
 - 老人デイサービス事業
 - 老人短期入所事業
 - 小規模多機能型居宅介護事業
 - 認知症対応型老人共同生活援助事業
 - 複合型サービス福祉事業
- 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 老人デイサービスセンター
 - 老人短期入所施設
 - 老人福祉センター
 - 老人介護支援センター
- 障害者総合支援法に規定する以下の事業
 - 障害福祉サービス事業
 - 一般相談支援事業
 - 特定相談支援事業
 - 移動支援事業
- 障害者総合支援法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 地域活動支援センター
 - 福祉ホーム
- 身体障害者福祉法に規定する以下の事業
 - 身体障害者生活訓練等事業
 - 手話通訳事業
 - 介助犬訓練事業
 - 聴導犬訓練事業
 - 身体障害者の更生相談に応ずる事業

- 身体障害者福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 身体障害者福祉センター
 - 補装具製作施設
 - 盲導犬訓練施設
 - 視聴覚障害者情報提供施設
- 知的障害者福祉法に規定する以下の事業
 - 知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
 - 簡易住宅を貸し付ける事業
 - 宿泊所等を利用させる事業
- 生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業
(生活保護法に規定する医療保護施設を含む)
- 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
 - 介護老人保健施設を利用させる事業
 - 介護医療院を利用させる事業
- 隣保事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
 - 連絡を行う事業
 - 助成を行う事業

※「■」の項目は定款に記載する事業名称となります。
(記載例)

- ・特別養護老人ホームの経営
- ・保育所の経営
- ・障害福祉サービス事業の経営 等

第3 社会福祉法人の設立について

1 設立基本要領

社会福祉法人を設立しようとする場合における法人の事業、資産、組織運営に関する基準や要領は次のとおりです。

これら「社会福祉法人の認可について（社会福祉法人審査基準）」及び「社会福祉法人の認可について（社会福祉法人審査要領）」は、国（厚生労働省）が社会福祉法人の認可等について、各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長宛てに通知しているものです。

(1) 社会福祉法人の認可について (社会福祉法人審査基準)

社会福祉法人の認可について (社会福祉法人審査基準)

障第890号、社援第2618号、
老発第794号、児発第908号
平成12年12月1日

(最終改正：平成28年11月11日)

各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
厚生省社会・援護局長
厚生省老人保健福祉局長
厚生省児童家庭局長

社会福祉法人の認可について (通知)

社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について (昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。) においてお示ししてきたところではありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)の公布・施行による社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため

- ① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和
- ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し
- ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進

等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の設立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別紙1 社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、法第24条第2項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

1 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- (5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

- (6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。
- (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
 - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等の連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業

- エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・通所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、（3）は適用されないものであること。

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を営む法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 特例（25ページ参照）

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発第0330第5号社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

(1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以降に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。）にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

(2) その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。

イ その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

3 資産の管理

(1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

- ① 価格の変動の激しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

(2) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ③ 未公開株への抛出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

(3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

4 残余財産の帰属

定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

第3 法人の組織運営

1 役員等

(1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあつては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。

(2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合には、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。

(3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。

(4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。

(5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと（法第40条第1項及び第44条第1項）。

- ① 法人（同項第1号）

- ② 成年被後見人又は被保佐人（同項第2号）
 - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）
 - ④ ③に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）
 - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）
- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

2 評議員

- (1) 評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。
定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。
- (2) 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではないこと。
- (3) 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと（法第40条第2項）。
- (4) 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第40条第4項及び第5項並びに社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条の7及び第2条の8）。
- (5) 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第40条第3項）。ただし、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、4人以上であること（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）第4条）。

3 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- (2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。
- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）
 - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同項第3号）
- (3) 理事は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下（4）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること（法第45条の16第2項第1号及び第45条の17第1項）。

- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができること（法第45条の16第2項第2号）。
- (7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

4 監事

- (1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（法第44条第2項）。
- (2) 監事には、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第5項）。
- ① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）
 - ② 財務管理について識見を有する者（同項第2号）
- (3) 監事は、2人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。
- (4) 監事には、各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。
- (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

5 会計監査人

- (1) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと（法第45条の2第1項）。
- また、公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができないこと（同条第3項）。具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができないこと。
- (2) 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人であること（法第37条及び社会福祉法施行令第13条の3）。

6 法人の組織運営に関する情報開示等

- (1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下（1）において「専門家」という。）を活用することが望ましいこと。
- なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査（法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2（4）に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。
- (2) 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第34条の2第1項）。また、当該法人が定款を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置

かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第4項及び施行規則第2条の5）。

- (3) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）（以下「計算書類等」という。）を定時評議員会の日から2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならないこと（法第45条の3第1項）。また、従たる事務所においても3年間備え置かなければならないが（同条2項）、当該法人が計算書類等を電磁的記録によって作成し、
従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同項ただし書及び施行規則第2条の5）。
- (4) 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等（以下「財産目録等」という。）を毎会計年度終了後3月以内に、5年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを3年間従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第45条の3第1項）。また、当該法人が財産目録等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第5項及び施行規則第2条の5）。

7 その他

- (1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第41条第1項）。また、定款で「4年」を「6年」まで延長することができること（同項ただし書）。
ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能であること（法第41条第2項）。
- (2) 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有すること（法第42条第1項）。
また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができること（法第42条第2項）。
- (3) 役員は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能であること。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと。
- (4) 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する（法第45条の6第1項）。また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができること（法第45条の6第2項）。
- (5) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第45条の3第1項）。また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされること（法第45条の3第2項）。
- (6) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこと（法第45条の6第3項）。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様であること（法第45条の6第4項）。なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要であること。
- (7) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係るあ

る施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

第4 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁（略）

2 法人の認可審査の手続（略）

3 その他

- (1) 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実にした後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。
- (2) 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

第5 その他（略）

〈社会福祉法人審査基準 資産要件緩和の概要〉

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

※ 施設用地の賃借（民間）を認める

＜要件＞

- ・ 地上権又は賃借権の設定・登記
- ・ 賃借料は無償又は極力低額、安定的な財源確保

イ 地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合

※ 施設用地及び施設の賃借（民間）を認める

＜要件＞

- ・ 1,000万円以上の資産（現金・預金・確実な有価証券・不動産）
- ・ 地方公共団体・民間社会福祉団体等からの委託又は助成実績
- ・ 法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、認可所管庁が認めること。
- ・ 一の都道府県区域内で事業実施
- ・ 併せて行うことができる事業の範囲
 - ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - ② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。）又は移動支援事業
 - ③ 共同生活援助については、地域活動支援センターの経営と併せて行うのではなく障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば実施可
 - ④ 公益事業・収益事業は、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合に実施可

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

※ 施設用地の賃借（民間）を認める

＜要件＞

- ・ 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を経営している既存社会福祉法人
- ・ 地上権又は賃借権の設定・登記
- ・ 賃借料は無償又は極力低額、安定的な財源確保

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

※ 施設用地及び施設の賃借（民間）を認める

＜要件＞

- ・ 第一種社会福祉事業（法第2条第2項第2号から第4号）又は保育所若しくは

障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を営んでいる既存社会福祉法人

- ・ 地上権又は賃借権の設定・登記、安定的な支払能力
 - ※建物の賃貸借契約が10年以上の場合は登記不要
 - ※地方住宅公社や基幹的交通事業者等が貸主の場合は登記不要
- ・ 賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下、安定的な財源確保、収支予算書へ財源とともに明記

オ 既設法人以外の社会福祉法人が保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（定員10人以上であるものに限る。）を設置する場合

※ 施設用地の賃借（民間）を認める

<要件>

- ・ 地上権又は賃借権の設定・登記
 - ※地方住宅公社や基幹的交通事業者等が貸主の場合は登記不要
- ・ 賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下、安定的な財源確保、収支予算書へ財源とともに明記

カ 構造改革特別区域において「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設」を設置する場合

※ 施設用地の賃借（民間）を認める

<要件>

- ・ 民間から賃借しているサテライト型施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する入所施設の定員の合計数の2分の1を超えないこと
- ・ 地上権又は賃借権の設定・登記
- ・ 賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下、安定的な財源確保、収支予算書へ財源とともに明記

キ 既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

※ 施設用地及び施設の賃借（民間）を認める

<要件>

- ・ 設置地域が都市部地域であること
- ・ 入所施設を営んでいる既設の社会福祉法人であること
- ・ 民間から賃借している施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する全ての入所施設の定員の合計数の2分の1を超えないこと
- ・ 当該特別養護老人ホームを設置する都道府県において、既に当該社会福祉法人が他の特別養護老人ホームを営んでいること
- ・ 地上権又は賃借権の設定・登記。建物の賃貸借期間は30年以上とすること
- ・ 当該社会福祉法人の経営状況が安定していること

- ・賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下、安定的な財源として1,000万円以上に相当する資産（現金、預金又は確実な有価証券に限る。）の確保、収支予算書へ財源とともに明記

基本財産要件の緩和

（１）居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立しようとする場合

居宅介護等事業

⇒母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る）

※1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで設立可（現金・預金・確実な有価証券・不動産）

<要件>

- ・5年以上の居宅介護等事業経営実績
（NPO法人の場合又は市町村長推薦のある場合は3年で可）
- ・地方公共団体からの委託・助成又は事業者指定（居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、障害福祉サービス）を受けていること
- ・一の都道府県区域内で事業実施
- ・併せて行うことができる事業の範囲
 - ①障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - ②障害児通所支援事業（児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービスに限る。）又は老人デイサービス事業
 - ③重度障害者等包括支援
 - ④移動支援事業
 - ⑤地域活動支援センターを運営する事業
 - ⑥公益事業・収益事業は、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合に実施可

（２）共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立しようとする場合

共同生活援助事業等

⇒認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業、複合型サービス福祉事業、障害福祉サービス事業（共同生活援助に係るものに限る）

※1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで設立可（現金・預金・
確実な有価証券・不動産）

<要件>

- ・ 5年以上の共同生活援助事業等経営実績
（NPO法人の場合又は市町村長推薦のある場合は3年で可）
- ・ 地方公共団体からの委託、助成又は事業者指定（地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅サービス、障害福祉サービス、障害児通所支援事業（保育所等訪問支援事業を除く））を受けていること
- ・ 一の都道府県区域内で事業実施
- ・ 併せて行うことができる事業の範囲
 - ①障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - ②老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は障害児通所支援事業を営む事業
 - ③老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。）
 - ④移動支援事業
 - ⑤地域活動支援センター
 - ⑥公益事業・収益事業は、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合に実施可

（3）介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立しようとする場合

※1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで設立可（現金・預金・
確実な有価証券・不動産）

<要件>

- ・ 5年以上の訓練事業経営実績
（NPO法人の場合又は市町村長推薦のある場合は3年で可）
- ・ 地方公共団体・民間社会福祉団体からの委託・助成実績
- ・ 一の都道府県区域内で事業実施
- ・ 訓練事業以外は実施不可
（ただし、公益事業・収益事業は、所轄庁が当該法人の行う訓練事業に支障がないと認める場合に実施可）

事務連絡
平成18年12月13日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

「社会福祉法人の認可について」における
障害福祉サービス事業所の取り扱いについて

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの体系が再編されたこと等に伴い、日中活動系サービスが第三種社会福祉事業となったところですが、日中活動系の障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を設置する場合は、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省社会・援護局長・厚生省老人保健福祉局長・厚生省児童家庭局長連名通知）の「別紙1 第二 法人の資産 2 資産の区分」においては、「社会福祉施設を経営する法人」として取り扱うこととします。

また、平成18年9月30日の時点において、小規模通所授産施設であった施設が、上記日中活動系の障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センターへ移行する場合における資産要件については、当分の間、「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について」（平成12年12月1日障第891号・社援第2619号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省社会・援護局長連名通知※）における要件を満たせばよいこととするので、よろしくお取り計らい願います。

※当該通知については、追って改正する予定です。

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 企画法令係・居住支援係・就労支援係
電 話：03-5253-1111（内線3149,3036,3045）
FAX：03-3591-8914

(2) 社会福祉法人の認可について (社会福祉法人審査要領)

社会福祉法人の認可について (社会福祉法人審査要領)

障企第59号、社援企第35号
老計第52号、児企第33号
平成12年12月1日
(最終改正：平成28年11月11日)

各都道府県、指定都市、中核市民生部(局)長宛

厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長
厚生省社会・援護局企画課長
厚生省老人保健福祉局計画課長
厚生省児童家庭局企画課長

社会福祉法人の認可について (通知)

社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」(昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧局長通知」という。)及び「社会福祉法人の認可について」(昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧課長通知」という。)においてお示ししてきたところではありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)の公布・施行に伴い、旧局長通知を廃止し、新たに「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)を定めたところであります。

このため、旧課長通知についても廃止し、社会福祉法人の設立の認可等を行う際の審査要領について、新たに別紙のように定めたので、御了知の上、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市(特別区を含む。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別紙 社会福祉法人審査要領

第1 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業

- (1) 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会（一の区の区域を単位とするものに限る。）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。
 - ア 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。
 - イ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。
 - ウ 事業規模に応じた資産を有すること。
 - エ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の全部が参加することを原則とすること。
 - オ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。
 - カ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。
- (2) 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び地区社会福祉協議会（二以上の区の区域を単位とするものに限る。）が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。
 - ア 二以上の市町村又は区を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。
 - イ 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村又は各区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加していること。
 - ウ ア及びイに定めるもののほか、(1)に掲げる各要件を満たすこと。この場合において、(1)エ及びオを適用するに当たっては、「当該市町村又は当該区」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村又は区」と読み替えるものとする。
- (3) 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。
- (4) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を営業者の事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること。（社会福祉事業に該当するものを除く。）

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を営業者又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- (3) 有料老人ホームを営業者
- (4) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の営業者
- (5) 公益的の事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させる

ために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

3 収益事業

(1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

(2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）という風俗営業及び風俗関連営業

イ 高利な融資事業

ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

(3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。

ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合

イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

(4) (2) 及び (3) の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

第2 法人の資産

(1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。

ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。

イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。

(2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。

(3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の1/2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、1/2分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

- (4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。
- (5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。
- (6) 社会福祉施設を営まない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。
- (7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。
また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。
- (8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。
ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
イ 基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。
- (9) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。
- (10) (8) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- (11) (8) の場合により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。
ア 名称
イ 事務所の所在地
ウ 資本金等
エ 事業内容
オ 役員の数及び代表者の氏名
カ 従業員の致
キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
ク 保有する理由
ケ 当該株式等の入手日
コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

第3 法人の組織運営

- (1) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。
ア 社会福祉に関する教育を行う者
イ 社会福祉に関する研究を行う者
ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- (2) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次の

ような者が該当すること。

ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

第4 担保提供の承認（略）

第4 定款の制定について

社会福祉法人を設立しようとする者は、社会福祉法第31条に基づき、定款を以って必要事項を定め、定められた手続きに従い、所轄庁の認可を受けなければなりません。

「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日（最終改正：平成28年11月11日） 障第890号／社援第2618号／老発第794号／児発第908号 各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長宛て 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）中 別紙2で示されている「社会福祉法人定款例」は、法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載したものです。

なお、定款の記載内容については、定款例の文言に拘束されるものではありませんが、定款において定めることが必要な事項が入っており、その内容が法令に沿ったものであることが必要です。

記載事項の種類については、次のとおりです。

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等）
※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

(1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。

(2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。

(3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(4) 市町村社会福祉協議会にあつては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 福祉サービス利用援助事業
 - (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
- (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
- (9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあつては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業

(12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成

28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない

(法第31条第5項)。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項）。

（開催）

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、（〇月及び）必要がある場合に開催する。

（備考）

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45条の9第1項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第45条の9第2項）。

（招集）

第二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の<例：3分の2以上>に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場

合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

（役員<及び会計監査人>の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 ○○名以上○○名以内

（2）監事 ○○名以内

- 2 理事のうち一名を理事長とする。
3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

（備考）

（1）理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

- (2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。
- (3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、〇名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。
- (4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。
- (5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

- 2 理事のうち1名を、会長、〇名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

<例>

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員〈及び会計監査人〉の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

< 3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。 >

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員〈及び会計監査人〉の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

〈2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。〉

(備考)

会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要。

(役員〈及び会計監査人〉の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、〈例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を〉報酬等として支給することができる。

〈2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。〉

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かななければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

①「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、

理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又

は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事

⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（招集）

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

（議事録）

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎 一棟（平方メートル）

(2)〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地（平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとら

なければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用

財産のみを記載)は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該会計年度が終了す

るまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) ○○の事業

(2) ○○の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第○章 収益を目的とする事業

(種別)

第○条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) ○○業

(2) ○○業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第○条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業

(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号)第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号)第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員、会計監査人は、次のとおりとする。ただし、こ

の法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理事

〃

〃

〃

〃

監事

〃

評議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成29年4月1日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

第5 設立認可申請に係る提出書類について

社会福祉法人の設立認可を申請する際には、社会福祉法人設立認可申請書、社会福祉法人設立認可申請総括表、添付書類一覧表及び各種添付書類の提出が必要になります。

申請書等の様式及び添付書類の様式例は次のとおりですが、書類の作成にあたっては、「1 書類作成上の注意」を参照してください。

1	書類作成上の注意	61
2	社会福祉法人設立認可申請書	62
3	社会福祉法人設立認可申請総括表	65
4	添付書類一覧表	68
5	添付書類様式例	
(1)	設立発起人会議事録(例)【項番2】	71
(2)	財産目録(例)【項番3】	75
(3)	土地贈与契約書(例)【項番4-1】	76
(4)	土地(建物)贈与者の宣誓書(例)【項番4-2】	77
(5)	土地(建物)売買確約書(例)【項番4-7】	78
(6)	売主の宣誓書(例)【項番4-8】	79
(7)	土地(建物)購入財源の贈与契約書(例)【項番4-13】	80
(8)	購入財源贈与者の宣誓書(例)【項番4-15】	81
(9)	地上権設定契約書(例)【項番4-17】	82
(10)	賃貸借契約書(例)【項番4-17】	83
(11)	土地の無償貸与確約書(例)【項番4-17】	84
(12)	地上権設定登記誓約書(例)【項番4-18】	85
(13)	賃借権設定登記誓約書(例)【項番4-18】	86
(14)	所有者の宣誓書(例)【項番4-19】	87
(15)	使用料贈与契約書(例)【項番4-21】	88
(16)	使用料贈与者の宣誓書(例)【項番4-22】	89
(17)	抵当権抹消誓約書(例)【項番4-29】	90
(18)	所有権移転登記誓約書(例)【項番4-30】	91
(19)	地役権設定契約書(例)【項番4-33】	92
(20)	地役権設定登記誓約書(例)【項番4-33】	93
(21)	現金贈与契約書(例)【項番4-34】	94
(22)	現金・預金贈与者の宣誓書(例)【項番4-35】	95
(23)	建設年度収支予算書(例)【項番5-1】	96
(24)	事業計画書(例・保育所)【項番5-2】	97
(25)	事業計画書(例・特別養護老人ホーム)【項番5-2】	98
(26)	事業計画書(例・障害福祉サービス事業所(通所))【項番5-2】	99
(27)	職員名簿(例)【項番5-6】	100
(28)	職員採用確約書(例)【項番5-7】	101
(29)	委任状(例・設立代表者に全権委任する場合)【項番6-2】	102
(30)	委任状(例・特別代理人を選任した場合)【項番6-2】	103
(31)	宣誓書(例)【項番6-3】	105
(32)	就任承諾書(例)【項番6-4】	107
(33)	建物建設計画書(例)【項番7-1】	108
(34)	建物概要書(例)【項番7-2】	109
(35)	設備整備(初度調弁)計画書(例)【項番7-7】	110
(36)	建物所有権保存登記等誓約書(例)【項番7-9】	111
(37)	補助金予定通知書(例)【項番7-10】	112
(38)	借入金償還計画表(例)【項番7-12】	113
(39)	借入金償還財源内訳(例)【項番7-13】	114

(40) 償還金贈与契約書（例）【項番 7-14】	116
(41) 借入金償還贈与者の宣誓書（例）【項番 7-17】	118
(42) 施設長（管理者）就任承諾書（例）【項番 7-24】	119

(注) 【 】内は、「4 添付書類一覧表」における項番。

1 書類作成上の注意

(1) 一般的注意

ア 書類は、四條畷市への提出用として副本1部、法人の控として1部を作成してください。

本市において提出のあった書類を点検し、適宜、錯誤是正や書類の追加を求めますので、書類の差し替えが生じた場合は、本市提出用とともに法人控用も差し替え、常に同一内容のものとしてください。

副本が完備（押印を除く。）した段階で、副本と同一内容のものを正本として1部提出してください。この正本が、法人設立認可書として法人に交付されます。

イ 添付書類には各箇所印（実印）を押すところがありますが、押印は副本が完備した段階で行ってください。

ウ 原則として正本には原本の書類を添付し、副本には原本の写しを添付しますが、原本の写しには必ず設立代表者名による原本証明を行ってください。

※ 原本証明の例示

この写しは、原本のとおりであることを証明します。 社会福祉法人 ○○○○ 会 設立代表者 ○○○○（実印）

エ 添付書類には、添付書類一覧表を添えて、その順番に編綴してください。

(2) 書類作成上の留意点

ア 財産目録は、設立当初の状況を記載し、建設自己資金・運転資金・土地等が贈与された後の形態とします。

イ 土地等の表示は、登記簿謄本どおりの面積・地番・地目としてください。

ウ 土地等を共同募金会を通じて寄附する場合、手続きに長期間を要するので、早めに共同募金会と相談してください。

エ 土地の評価書は、本市の発行する固定資産評価証明書か大阪府社会福祉協議会資産評価委員会の評価書又は不動産鑑定士の鑑定書が望ましい。

オ 預金残高証明書は、副本完備時に再度直近のものを求めることがあります。

カ 事業計画書や資金収支予算内訳表は、最低基準等に適合するものでなければなりませんので、事前に事業所管課と相談してください。

特に、資金収支の計算においては、社会福祉法人会計基準に準拠すること。

キ 設立発起人・評議員・役員（理事・監事）の履歴書には、様式の定めはありませんが、現職・社会福祉事業の従事経験等についても該当があれば記載してください。

ク 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは、公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えてください。

なお、公務員を選任される場合は、任命権者の承諾書が必要ですので添付してください。

ケ 借入金の償還財源贈与者は、その資産・所得等から判断し、確実に無理なく履行できる者にしてください。

コ 借入金の償還財源贈与者が会社等法人の場合、将来にわたって、その寄附が可能であることを示す経営実績等が必要です。

2 社会福祉法人設立認可申請書

No. 1

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所		
	氏名	(実印)	
申請年月日			
社会福祉法人 設立の趣意			
主たる事務所の所在地		(〒 -) TEL () - FAX () -	
ふりがな 法人の名称			
事業の 種類	社会福祉 事業	第一種	
		第二種	
	公益事業		
	収益事業		

資産	純資産 (⑤-⑥)		内 訳					⑥負 債		
			社会福祉事業用財産		③ 公益事業用 財 産	④ 収益事業用 財 産	⑤ 財産計 (①+②+③+④)			
	①基本財産	②その他財産	円	円				円	円	
	円	円			円	円	円			円
役員等となるべき者	理事 監事 評議員 の別 (※)	氏 名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理者	事業 識見	財務 管理 識見	有無	法 人 名

	理事 監事 評議員 の別 (※)	氏 名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理者	事業 識見	財務 管理 識見	有無	法 人 名
役員等 となる べき 者										

- ※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。
- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に規定する書類として、社会福祉法人設立認可申請総括表及びその他本市が指定する書類を添付すること。
 4 記名押印に代えて署名することができる。

3 社会福祉法人設立認可申請総括表

社会福祉法人設立認可申請総括表

ふりがな 法人名		ふりがな 設立代表者	TEL() -
-------------	--	---------------	----------

(1) 役員（理事定数 名、監事定数 名）・評議員（評議員定数 名）

	ふりがな 氏名	生年月日	居住地府县市	勤務地府县市	職業	福祉経験等
理事長						
理事						
〃						
〃						
〃						
〃						
監事						
〃						
評議員						
〃						
〃						
〃						
〃						
〃						
〃						

- (注) 1 「職業」欄には、具体的名称を記入すること。
 (例：〇〇保育園施設長、(株)△△建設代表取締役社長)
- 2 「福祉経験等」欄には、社会福祉関係従事経験（例：民生委員〇年）を記入すること。
- 3 行が不足する場合は、別紙に追加してください。

(2) 建物敷地 (所在地: _____)

自己所有 贈与者 (法人との関係 _____)

購入先 (法人との関係 _____)、購入額 _____ 円

面積 _____ m² 地目 _____

借地 所有者 (法人との関係 _____)

賃借料 _____ 円 (年額)

面積 _____ m² 地目 _____

(3) 建物 (所在地: _____)

自己所有

既存 贈与者 (法人との関係 _____)

購入先 (法人との関係 _____)、購入額 _____ 円

建物構造 _____ 地上階 地下階 延床面積 _____ m²

新築 建物構造 _____ 地上階 地下階 延床面積 _____ m²

借家・借間 所有者 (法人との関係 _____)

賃借料 _____ 円 (年額)

建物構造 _____ 地上階 地下階 延床面積 _____ m²

(4) 建設資金計画

収 入	
整備補助金	_____ 円
その他補助金	_____
福祉医療機構借入金	_____
(_____) 借入金	_____
自己資金	_____
合 計	_____

支 出	
本体工事費	_____ 円
附帯設備工事費	_____
設計監理費	_____
初度調弁費	_____
そ の 他	_____
合 計	_____

(5) 運転資金 _____ 円
 (年間総事業費の1/2分の1 (介護保険事業、総合支援法上の障害福祉サービス事業、障害児通所支援等は1/2分の2) 以上)

(6) 事業名及び定員

○事業名 _____ (定員 _____ 名)

○事業名 _____ (定員 _____ 名)

(7) 収支予算総額 (サービス区分) 初年度 _____ 円、第2年度 _____ 円

(8) 職 員 数

(保育所の場合)

施設長 名 保育士 名 調理員等 名 その他 名 (計 名)

(そ の 他)

施設長 名 △△△ 名 △△△ 名 △△△ 名 その他 名 (計 名)

(9) 借入金償還財源

贈与者氏名	年齢	贈与年額 (最高額)	前年総所得	資産の状況	法人との関係
		円	千円	千円	
		円	千円	千円	
		円	千円	千円	

(注) 贈与者が多い場合は、別紙に記載のうえ添付すること。

(10) 施設長・管理者の状況

氏 名	年齢	資 格	福 祉 経 験	現 職

(注) 該当者が多い場合は、別紙に記載のうえ添付すること。

4 添付書類一覧表

添付書類一覧表

項番	添付書類		正本	副本		
—	社会福祉法人設立認可申請書		原本	原本		
—	社会福祉法人設立認可申請総括表		○	○		
1	定款（案）		○	○		
2	設立発起人会議事録		原本	原本証明		
3	設立当初の財産目録		○	○		
1	贈与を受ける場合	財産目録中の土地（建物）の贈与契約書	原本	原本証明		
		土地（建物）贈与者の	宣誓書	原本	原本証明	
			印鑑登録証明書	原本	原本証明	
		土地（建物）贈与者が法人の場合	法人の規則又は定款	原本証明	原本証明	
			法人の現在事項全部証明書	原本	原本証明	
			贈与する旨の議決書類（議事録等）	原本証明	原本証明	
7	購入する場合	財産目録中の土地（建物）の売買契約書又は確約書	原本	原本証明		
		土地（建物）売主の	宣誓書	原本	原本証明	
			印鑑登録証明書	原本	原本証明	
		土地（建物）売主が法人の場合	法人の規則又は定款	原本証明	原本証明	
			法人の現在事項全部証明書	原本	原本証明	
			売却する旨の議決書類（議事録等）	原本証明	原本証明	
		土地（建物）購入財源の贈与契約書	原本	原本証明		
		1 3の現金の贈与者の	預金等残高証明書	原本	原本証明	
			宣誓書	原本	原本証明	
			印鑑登録証明書	原本	原本証明	
		17	借用の場合	土地（建物）使用にかかる契約書若しくは確約書	原本	原本証明
				土地（建物）の権利（地上権・賃借権）設定登記誓約書	原本	原本証明
				土地（建物）所有者の	宣誓書	原本
印鑑登録証明書	原本				原本証明	
21	土地（建物）の不動産登記全部事項証明書		原本	原本証明		
22	土地（建物）の抵当権抹消誓約書		原本	原本証明		
23	土地（建物）の評価書等		原本	原本証明		
24	土地（建物）の所有権移転登記誓約書		原本	原本証明		
25	農地転用許可書・届出受理書		原本	原本証明		

	26	通路部分地役権設定契約書・地役権設定誓約書		原本	原本証明
	27	財産目録中の現金の贈与契約書		原本	原本証明
	28	34の現金贈与者の	宣誓書	原本	原本証明
	29		印鑑登録証明書	原本	原本証明
30	預金等残高証明書		原本	原本証明	
5	1	建設年度収支予算書（本部会計）		○	○
	2	初年度事業計画書		○	○
	3	初年度資金収支予算内訳表（本部会計・施設会計）		○	○
	4	第2年度事業計画書		○	○
	5	第2年度資金収支予算内訳表（本部会計・施設会計）		○	○
	6	職員名簿（採用が確定している者）		○	○
	7	採用確約書（採用が確定していない者）		原本	原本証明
6	1	役員及び評議員の履歴書		原本証明	原本証明
	2	設立代表者への権限委任状（特別代理人をたてる場合はその委任状も含む。）		原本	原本証明
	3	役員及び評議員の宣誓書		原本	原本証明
	4	役員及び評議員の就任承諾書		原本	原本証明
	5	役員及び評議員の印鑑登録証明書		原本証明	原本証明
	6	任命権者の承諾書（役員が公務員である場合）		原本証明	原本証明
7	1	建物建設計画書		○	○
	2	建物概要書		○	○
	3	建物図面（付近見取図・配置図）場合により平面図・立面図		○	○
	4	建築確認（写）		原本証明	原本証明
	5	建物建設請負契約書（写）		原本証明	原本証明
	6	設計監理契約書（写）		原本証明	原本証明
	7	設備整備（初度調弁）計画書		○	○
項番	添付書類			備考	添付
	8	設備整備費見積書		原本証明	原本証明
	9	建物所有権保存登記等誓約書		原本	原本証明
	10	補助金交付内示書（写）又は補助金予定通知書等		原本	原本証明
	11	借入金借入申込書又は貸付内定通知書		原本	原本証明
	12	借入金償還計画表		○	○
	13	借入金償還財源内訳		○	○
	14	借入金償還財源の償還金贈与契約書		原本	原本証明
	15	借入金償還財源贈与者の	所得証明書（納税証明書）	原本証明	原本証明

	16		資産及び負債状況調	○	○
	17		宣誓書	原本	原本証明
	18		印鑑登録証明書	原本	原本証明
	19	償還財源補助を行う地方公共団体の確約書・補助金交付規則		原本証明	原本証明
	20	償還財源贈与者が法人の場合	法人の規則又は定款	原本証明	原本証明
	21		法人の現在事項全部証明書	原本	原本証明
	22		法人の手続関係書類（議事録等）	原本証明	原本証明
	23		法人の財源を示す書類	原本	原本証明
24	施設長（管理者）就任承諾書・履歴書・印鑑登録証明書		原本証明	原本証明	
8	1	委託事業がある場合は委託契約書		原本証明	原本証明
	2	地方公共団体等からの委託又は助成実績		原本	原本証明

- (注) 1 「原本証明」とは、押印権者の朱印が押印されている提出書類（原本）を複写した時に、原本と同じものであることを法人が証明したものをいう。
- 2 「○」とは、原本と複写の区別のないものをいう。
- 3 同一人物が複数の同一書類（印鑑登録証明書、所得証明書等）を提出することになる場合は、書類は1部でよい。

5. 添付書類様式例 (1) 設立発起人会議事録 (例)

第〇回 社会福祉法人〇〇〇〇会設立発起人会議事録

1 日 時 平成 年 月 日 (曜日) 午前 時から 時まで

2 場 所

3 出席者 設立発起人 ●●●●

□□□□

△△△△

◇◇◇◇

▽▽▽▽

☆☆☆☆

以上計 名

4 議長の選任

設立発起人会の全員の出席をみたので、発起人●●●●が仮議長となり、直ちに議長の選任を求めたところ発起人□□□□から仮議長を推したい旨の動議があり、満場の賛成を得て、発起人●●●●が議長となり、議事に入る。

5 議案及び議事の顛末

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇会の設立について

議長が別紙設立趣意書を朗読、その趣旨に基づき社会福祉法人〇〇〇〇会を設立することを満場一致をもって決議した。

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇会の定款の承認について

議長が別紙定款(案)を朗読、原案を社会福祉法人〇〇〇〇会の定款として採用することを満場一致をもって決議した。

第〇号議案 設立当初の資産について

設立当初の本法人の基本財産として、●●●●より、四條畷市〇〇町〇〇番〇〇号の宅地〇〇〇〇㎡(特別養護老人ホームの敷地)の寄附を受けることとし、別紙贈与契約書(案)のとおり贈与契約を結ぶことを全員一致で決議した。

また、建築自己資金並びに設立当初の運転資金として、●●●●より金〇〇〇円の寄附を受けることとし、別紙贈与契約書(案)のとおり贈与契約を結ぶことを全員一致で決議した。

その上で、設立当初の財産目録について、議長が別紙のとおり(案)を示し、その承認を求めたところ全員異議なく賛成し、承認された。

第〇号議案 設立初年次及び2年次の事業計画について

設立初年次及び2年次の事業計画について議長が別紙のとおり(案)を示し、その承認を求めたところ全員異議なく賛成し、承認された。

第〇号議案 設立初年次及び2年次の収支予算について

設立初年次及び2年次の収支予算について議長が別紙のとおり資金収支予算内訳表(案)を示し、その承認を求めたところ全員異議なく賛成し、承認された。

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇会の設立者、設立代表者、設立当初の役員及び評議員について

設立発起人が設立者になること、また、設立代表者には●●●●がなることを決定し、設立者は設立代表者に、設立に関する権限のうち、設立代表者との贈与契約に係る事項及び双方代理に係る事項を除く一切の権限を委任することで満場一致で決議した。

また、設立当初の役員、評議員として下記の理事〇名、監事〇名及び評議員〇名を選任し、理事長には●●●●が就任することを決議した。

理事長 ●●●●
理事 □□□□
〃 △△△△
〃 ◇◇◇◇
〃 ▽▽▽▽
〃 ☆☆☆☆
監事 ■■■■
〃 ★★★★★
評議員 ▼▼▼▼
〃 ◆◆◆◆
〃 ◎◎◎◎
〃 ▲▲▲▲
〃 ○○○○
〃 △△△△
〃 ⊕⊕⊕⊕

第〇号議案 特別養護老人ホーム〇〇〇〇園の建設について

特別養護老人ホーム〇〇〇〇園の建設計画及び建設費について審議したところ、鉄筋コンクリート造陸屋根〇〇階建 延べ〇〇〇〇㎡を

建設事業費総額 〇〇〇〇〇〇円

(内訳)

- ・建設本体工事費 〇〇〇〇円
- ・附帯設備工事費 〇〇〇〇円
- ・設計監理費 〇〇〇〇円
- ・初度調弁費 〇〇〇〇円

でもって建設することを満場一致で決議した。

第〇号議案 建設資金計画と借入金について

建設資金 〇〇〇〇円の財源として

- ・国市補助金 〇〇〇〇円
- ・自己資金 〇〇〇〇円

を充当するが、なお不足する〇〇〇〇円を独立行政法人福祉医療機構から借り入れるこ

とを全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する担保物件について

建設に伴う独立行政法人福祉医療機構からの借入金〇〇〇〇円の担保物件については、敷地である四條畷市〇〇町〇〇番の宅地〇〇〇㎡と融資対象建物鉄筋コンクリート造陸屋根〇階建 延〇〇〇〇㎡を担保提供する事を全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する連帯保証について

建設に伴う独立行政法人福祉医療機構からの借入金〇〇〇〇円の連帯保証人については、●●●●、□□□□をあてることとし、両人も承諾しているため（若しくはオンコスト保証制度を利用することで）全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する償還財源について

建設に伴う独立行政法人福祉医療機構からの借入金〇〇〇〇円の償還財源については、●●●●及び□□□□からの寄附金を充当することとし、別紙贈与契約書（案）のとおり贈与契約を締結することを全員異議なく承認した。

なお、償還については、理事全員が責任を持ち、将来滞納が生じたときは、理事全員が連帯して償還することを全員異議なく承諾した。

第○号議案 特別代理人の選任について

設立代表者（理事長）●●●●との贈与契約に係る事項及び双方代理に係る事項に関し、設立発起人（理事）□□□□を本法人の特別代理人として選任するとともに、一切の権限を委任することを満場一致で決議した。

この議事録の正確を期するため、設立発起人全員により次のとおり署名する。

平成 年 月 日

設立発起人会議長

印

署 名 人

印

署 名 人

印

署 名 人

印

署 名 人

印

署 名 人

印

- (注)
- 1 法人設立時に理事に就任する者は、必ず設立発起人とすること。
 - 2 法的責任が生じ得る重要事項等は、必ず設立発起人会にて決議すること。
 - 3 決議内容に変更が生じたときは、必要の都度設立発起人会を開催し、設立発起人全員が変更内容を改めて議決すること。
 - 4 議事録については、審議資料を添付し、開催順に保管しておくこと。

(2) 財産目録 (例)

別紙4

財 産 目 録

平成 年 月 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	×××
普通預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	運転資金として	—	—	×××
			小計			×××
事業未収金		—	〇月分介護報酬等	—	—	×××
.....	—	—	—
流動資産合計						×××
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	—	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	—	—	×××
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	—	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	—	—	×××
			小計			×××
建物	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	19××年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	×××	×××	×××
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	19××年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	×××	×××	×××
			小計			×××
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	—	—	×××
投資有価証券	第〇回利付国債他	—	特設の指定がない	—	—	×××
.....	—	—	—
基本財産合計						×××
(2) その他の固定資産						
土地	(〇拠点)〇〇市〇〇町3-3-3	—	5年後に開設する〇〇事業のための用地	—	—	×××
	(本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4	—	本部として使用している	—	—	×××
			小計			×××
建物	(〇拠点)〇〇市〇〇町5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	×××	×××	×××
車輛運搬具	〇〇他3台	—	利用者送迎用	×××	×××	×××
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店他	—	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	—	—	×××
.....	—	—	—
その他の固定資産合計						×××
固定資産合計						×××
資産合計						×××
II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—		—	—	×××
事業未払金	〇月分水道光熱費他	—		—	—	×××
職員預り金	〇月分源泉所得税他	—		—	—	×××
.....	—		—	—
流動負債合計						×××
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	×××
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—		—	—	×××
.....	—		—	—
固定負債合計						×××
負債合計						×××
差引純資産						×××

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第56条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

(3) 土地贈与契約書 (例)

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、次のとおり贈与契約を締結する。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の基本財産として、下記の土地を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

土地の表示

- | | |
|-------|---------------------|
| 1 所在地 | 大阪府四條畷市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号 |
| 2 地 目 | 宅地 |
| 3 面 積 | 〇〇〇〇㎡ |

第2条 甲は、前条による贈与を同法人成立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 実印

乙 所在地
社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 実印

- (注) 1 設立代表者から贈与を受ける場合は、法人の代表者は、設立代表者ではなく、設立発起人から委任を受けた特別代理人とすること。
- 2 不動産の表示は、登記事項証明書記載のとおりとすること。
- 3 法人の所在地は、主たる事務所のものとすること。

(4) 土地（建物）贈与者の宣誓書（例）

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇〇会に土地（建物）を贈与するにあたり、次の各号に該当してないことを宣誓します。

- 1 民法第9条及び第13条（成年被後見人及び被保佐人）
- 2 破産法第15条（破産手続開始の原因）
- 3 破産法第16条（法人の破産手続開始の原因）

平成 年 月 日
住所 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇 実印

社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 〇〇 〇〇 様

（注意事項）

- 1 住所・氏名は必ず自署してください。
- 2 印鑑は、印鑑登録印を押印してください。
- 3 参 考

民 法

第9条（成年被後見人の法律行為）

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

第13条（保佐人の同意を要する行為等）

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

破産法

第15条

- ① 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第30条第1項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

第16条

- ① 債務者が法人である場合に関する前条第1項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）」とする。

（注）設立代表者が宣誓する場合、宛名は特別代理人とすること。

(5) 土地（建物）売買確約書（例）

平成 年 月 日

土地（建物）の売買確約書

社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇 様

(所有者) 住所
氏名 〇 〇 〇 〇 実印

社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、〇〇〇〇が所有する下記の土地（建物）を当該法人に売却することを確約いたします。

記

1 土地の表示

- (1) 所在地 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番〇〇号
(2) 地目
(3) 面積 m^2

2 建物の表示

- (1) 所在地 四條畷市〇〇町〇丁〇番地〇号
(2) 構造 〇〇〇〇造〇〇屋根〇階建
(3) 延床面積 〇〇〇 m^2

(注) 土地・建物の表示は登記簿謄本どおり記載すること。

(6) 売主の宣誓書（土地・建物売却）（例）

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇〇会に土地（建物）を売却するにあたり、次の各号に該当してないことを宣誓します。

- 1 民法第9条及び第13条（成年被後見人及び被保佐人）
- 2 破産法第15条（破産手続開始の原因）
- 3 破産法第16条（法人の破産手続開始の原因）

平成 年 月 日
住所 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇 実印

社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 〇〇 〇〇 様

（注意事項）

- 1 住所・氏名は必ず自署してください。
- 2 印鑑は、印鑑登録印を押印してください。
- 3 参 考

民 法

第9条（成年被後見人の法律行為）

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

第13条（保佐人の同意を要する行為等）

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

破産法

第15条

- ① 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第30条第1項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

第16条

- ① 債務者が法人である場合に関する前条第1項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）」とする。

（注）設立代表者が宣誓する場合、宛名は特別代理人とすること。

(7) 土地（建物）購入財源の贈与契約書（例）

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者（特別代理人）〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり贈与契約を締結する。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金として、〇〇〇〇円を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 実印

乙 住所
社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者（特別代理人）
氏名 実印

- (注) 1 設立代表者からの贈与の場合、法人側は特別代理人とすること。
2 〇〇資金とは、土地購入自己資金、建設自己資金、運転資金等を指す。

(8) 購入財源贈与者の宣誓書(例)

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇〇会に土地(建物)を贈与するにあたり、次の各号に該当してないことを宣誓します。

- 1 民法第9条及び第13条(成年被後見人及び被保佐人)
- 2 破産法第15条(破産手続開始の原因)
- 3 破産法第16条(法人の破産手続開始の原因)

平成 年 月 日
住所 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇 実印

社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 〇〇 〇〇 様

(注意事項)

- 1 住所・氏名は必ず自署してください。
- 2 印鑑は、印鑑登録印を押印してください。
- 3 参 考

民 法

第9条(成年被後見人の法律行為)

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

第13条(保佐人の同意を要する行為等)

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

破産法

第15条

- ① 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第30条第1項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

第16条

- ① 債務者が法人である場合に関する前条第1項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過(債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。)」とする。

(注) 設立代表者が宣誓する場合、宛名は特別代理人とすること。

(9) 地上権設定契約書 (例)

地上権設定契約書

土地所有者〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、地上権設定について次のとおり契約を締結する。

(地上権設定の目的)

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が建設する特別養護老人ホーム〇〇〇〇園の用に供させる目的をもって、地上権者乙のため地上権を設定する。

(契約期間)

第2条 前条の地上権の契約期間は、平成 年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。

(地代)

第3条 地代は無償とする。

(登記)

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記承諾書を提出するものとする。

(土地の維持管理)

第5条 この契約の対象となる土地が、天災等により流出又は崩壊したときの損害の補てん又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 実印
乙 所在地
社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 実印

土地の表示

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 所在地 | 大阪府四條畷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号 |
| 2 地目 | 宅地 |
| 3 公簿面積 | 〇〇〇〇㎡ |

- (注) 1 設立代表者から貸与を受ける場合は、法人の代表者は、設立代表者ではなく、設立発起人から委任を受けた特別代理人とすること。
2 不動産の表示は、登記事項証明書記載のとおりとすること。
3 法人の所在地は、主たる事務所のものとすること。

(10) 賃貸借契約書 (例)

賃 貸 借 契 約 書

貸地人〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と借地人社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、土地の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が設置経営する特別養護老人ホーム〇〇〇〇の敷地にあてるため賃貸する。

(契約期間)

第2条 前条の賃貸の契約期間は、平成 年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。

(賃借料)

第3条 賃借料は月額〇〇〇〇円とする。

(転貸の禁止)

第4条 乙は、この契約にかかる土地を他に転貸してはならない。

(契約の解除)

第5条 乙が正当な理由がなく、この契約の各条項に違背したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 乙はその都合により、いつでもこの契約の解除を甲に申し入れることができる。

(返還)

第6条 乙は、この契約による土地を返還する場合、原形に復した後、返還しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ決定する。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 実印
乙 所在地
社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 実印

土地の表示

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 所在地 | 大阪府四條畷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号 |
| 2 地目 | 宅地 |
| 3 公簿面積 | 〇〇〇〇㎡ |

- (注) 1 設立代表者から貸与を受ける場合は、法人の代表者は、設立代表者ではなく、設立発起人から委任を受けた特別代理人とすること。
- 2 不動産の表示は、登記事項証明書記載のとおりとすること。
- 3 法人の所在地は、主たる事務所のものとすること。

(11) 土地の無償貸与確約書 (例)

平成 年 月 日

土地の無償貸与確約書

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇様

(所有者)

住 所

氏 名

実印

社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、〇〇〇〇が所有する下記の土地について、無償貸与することを確認します。

記

	地 番	地 目	地 積 (㎡)
1			
2			

(注) 不動産の表示は、登記事項証明書記載のとおりとすること。

(12) 地上権設定登記誓約書 (例)

地上権設定登記誓約書

このたび、特別養護老人ホーム〇〇〇〇用地として地上権設定契約の締結を行った下記土地については、法人設立認可後直ちに地上権の登記を設定することを誓約いたします。

平成 年 月 日

所有者 住 所
氏 名 印

(宛先)

四條畷市長 様

記

土地の表示

- 1 所在地 大阪府四條畷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
- 2 地 目 宅地
- 3 公簿面積 〇〇〇〇㎡

(注) 不動産の表示は、登記事項証明書記載のとおりとすること。

(13) 賃借権設定登記誓約書 (例)

賃借権設定登記誓約書

このたび、特別養護老人ホーム〇〇〇〇用地として賃貸借契約の締結を行った借地人社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇氏との下記土地の賃貸借については、法人設立認可後直ちに賃借権の登記を設定することを誓約いたします。

平成 年 月 日

賃借人 住 所
氏 名 印

(宛先)

四條畷市長 様

記

土地の表示

- 1 所在地 大阪府四條畷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
- 2 地 目 宅地
- 3 公簿面積 〇〇〇〇㎡

(注) 不動産の表示は、登記事項証明書記載のとおりとすること。

(14) 所有者の宣誓書(例)

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇〇会に
土地
を貸与するにあたり、次の各号に該当して
建物
いないことを宣誓します。

- 1 民法第9条及び第13条(成年被後見人及び被保佐人)
- 2 破産法第15条(破産手続開始の原因)
- 3 破産法第16条(法人の破産手続開始の原因)

平成 年 月 日
住所 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇 実印

社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 〇〇 〇〇 様

(注意事項)

- 1 住所・氏名は必ず自署してください。
- 2 印鑑は、印鑑登録印を押印してください。
- 3 参 考

民 法

第9条(成年被後見人の法律行為)

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

第13条(保佐人の同意を要する行為等)

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

破産法

第15条

- ① 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第30条第1項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

第16条

- ① 債務者が法人である場合に関する前条第1項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過(債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。)」とする。

(注) 設立代表者が宣誓する場合、宛名は特別代理人とすること。

(15) 使用料贈与契約書 (例)

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者 (特別代理人) 〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、次のとおり贈与契約を締結する。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の賃借する土地 (建物) の借地料 (借家料) の支払財源として、年額金 〇〇〇〇〇〇円を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与をその必要がなくなるまでの間、毎年〇〇月末日までに行わなければならない。

第3条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 実印

乙 住所
社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者 (特別代理人)
氏名 実印

(注) 設立代表者からの贈与の場合、法人側は特別代理人とすること。

(16) 使用料贈与者の宣誓書(例)

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇〇会に土地(建物)の借地料(借家料)の贈与をするにあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

- 1 民法第9条及び第13条(成年被後見人及び被保佐人)
- 2 破産法第15条(破産手続開始の原因)
- 3 破産法第16条(法人の破産手続開始の原因)

平成 年 月 日

住所 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇 実印

社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 〇〇 〇〇 様

(注意事項)

- 1 住所・氏名は必ず自署してください。
- 2 印鑑は、印鑑登録印を押印してください。
- 3 参 考

民 法

第9条(成年被後見人の法律行為)

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

第13条(保佐人の同意を要する行為等)

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

破産法

第15条

- ① 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第30条第1項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

第16条

- ① 債務者が法人である場合に関する前条第1項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過(債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。)」とする。

(注) 設立代表者が宣誓する場合、宛名は特別代理人とすること。

(17) 抵当権抹消誓約書 (例)

土地 (建物) の抵当権抹消誓約書

社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可され、当該法人に対して下記土地 (建物)

贈与
の売却
貸与
をする際には、当該物件に設定されている抵当権をすみやかに抹消

することを誓約いたします。

平成 年 月 日

設定権利者 住所
氏名

実印

四條畷市長 様

記

1 土地の表示

- (1) 所在地 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番地〇〇号
- (2) 地目 〇〇
- (3) 面積 〇〇〇〇m²

2 建物の表示

- (1) 所在地 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番地〇〇号
- (2) 構造 〇〇〇〇造〇〇屋根〇階建
- (3) 延床面積 〇〇〇〇m²

(注) 土地・建物の表示は登記簿謄本どおり記載すること

(18) 所有権移転登記誓約書 (例)

所有権移転登記誓約書

社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、別途行っている贈与契約に基づき、
下記不動産を社会福祉法人〇〇〇〇会名義に所有権移転登記を行うことを誓約いたします。

平成 年 月 日

贈与者 住 所

氏 名

印

社会福祉法人 〇〇〇〇会

設立代表者

印

(宛先)

四條畷市長 様

記

1 土 地

大阪府四條畷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号 所在の土地 1 筆 m^2

2 建 物

大阪府四條畷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の〇〇造〇〇建建物 1 棟

延 m^2

(注) 1 贈与者が設立代表者である場合は、法人の代表者は、設立代表者ではなく、設立発起人から委任を受けた特別代理人とすること。

2 不動産の表示は、登記事項証明書記載のとおりとすること。

(19) 地役権設定契約書(例)

地 役 権 設 定 契 約 書

社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇(以下「甲」という。)と土地所有者〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次のとおり契約を締結する。

- 第1条 乙はその所有にかかる後記(1)の土地を承役地として甲所有の後記(2)の土地を要役地とする地役権設定に同意する。
- 第2条 地役権設定の目的は甲及び要役地承継者の通行のためとする。
- 第3条 地役権設定の範囲は別添図面のとおり〇〇〇〇平方メートルとする。
- 第4条 地役権の存続期間は、この契約の日から社会福祉法人〇〇〇〇会が経営する〇〇〇〇施設を廃止するまでの間とする。
- 第5条 甲は乙に対して対価を支払わないものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえそれぞれ1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 所在地
氏 名 社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 印

乙 住 所
氏 名 印

記

1 不動産の表示

(1) 承役地(乙所有地)

所在地 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番地〇〇号
地 目 宅地
公簿面積 〇〇〇〇㎡

(2) 要役地(甲所有地)

所在地 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番地〇〇号
地 目 宅地
公簿面積 〇〇〇〇㎡

- (注) 1 進入路等を確保する場合、地役権の設定が必要になる場合があることに留意すること。
- 2 不動産の表示は、登記事項証明書記載のとおりとすること。
- 3 法人の所在地は、主たる事務所のものとする。

(20) 地役権設定登記誓約書 (例)

地役権設定登記誓約書

社会福祉法人〇〇〇会の設立認可がなされたときは、別途行っている地役権設定契約に基づき、下記の土地について、社会福祉法人〇〇〇会名義の地役権設定登記を行うことを誓約いたします。

平成 年 月 日

土地所有者 住 所
氏 名 印

社会福祉法人 〇〇〇〇会
設立代表者 印

(宛先)

四條畷市長 様

記

- | | |
|--------|-------------------|
| 1 所在地 | 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番地〇〇号 |
| 2 地 目 | 宅地 |
| 3 公簿面積 | 〇〇〇〇㎡ |

- (注) 1 進入路等を確保する場合、地役権の設定が必要になる場合があることに留意すること。
- 2 不動産の表示は、登記事項証明書記載のとおりとすること。

(21) 現金贈与契約書 (例)

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、次のとおり贈与契約を締結する。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金等として、金〇〇〇〇円を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人成立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 実印

乙 所在地
社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 実印

- (注) 1 贈与者が設立代表者である場合は、法人の代表者は、設立代表者ではなく、設立発起人から委任を受けた特別代理人とすること。
2 法人の所在地は、主たる事務所のものとする。

(22) 現金・預金贈与者の宣誓書(例)

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇〇会に現金・預金を贈与するにあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

- 1 民法第9条及び第13条(成年被後見人及び被保佐人)
- 2 破産法第15条(破産手続開始の原因)
- 3 破産法第16条(法人の破産手続開始の原因)

平成 年 月 日
住所 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇 実印

社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 〇〇 〇〇 様

(注意事項)

- 1 住所・氏名は必ず自署してください。
- 2 印鑑は、印鑑登録印を押印してください。
- 3 参 考

民 法

第9条(成年被後見人の法律行為)

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

第13条(保佐人の同意を要する行為等)

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

破産法

第15条

- ① 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第30条第1項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

第16条

- ① 債務者が法人である場合に関する前条第1項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過(債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。)」とする。

(注) 設立代表者が宣誓する場合、宛名は特別代理人とすること。

(23) 建設年度収支予算書 (例)

建設年度収支予算書

収 入		支 出	
施設整備補助金	円	本体工事費	円
その他補助金		附帯設備工事費	
(独)福祉医療機構 施設整備借入金		設計監理費	
() 施設整備借入金		初度調弁費	
寄 附 金 (建設自己資金)		その他建設費 ()	
寄 附 金 (運 転 資 金)		運 転 資 金	
() 運 転 資 金 借 入 金		そ の 他 ()	
合 計		合 計	

(24) 事業計画書 (例・保育所)

〇〇年度事業計画書

1 保育所の運営

- (1) 所在地 大阪府四條畷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
- (2) 定員 〇〇名 内訳 0歳児〇〇名 1歳児〇〇名 2歳児〇〇名
3歳児〇〇名 4歳児〇〇名 5歳児〇〇名
- (3) 職員定数 〇〇名
- (4) 事業開始年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (予定)

2 保育目標

- (1) 園の目標
- (2) 保育時間
- (3) 保育内容
- (4) 附帯事業

3 職員

別紙「職員名簿」及び「職員採用確約書」のとおり

4 保育設備

- (1) 園舎、園庭の概要
- (2) 備品等の設備の概要

5 防災計画

(25) 事業計画書 (例・特別養護老人ホーム)

〇〇年度事業計画書

- 1 所在地 大阪府四條畷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
- 2 利用定員 〇〇名
- 3 職員定数 〇〇名
- 4 事業開始年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (予定)
- 5 事業運営基本計画

- 6 利用者支援
 - (1) 生活指導

 - (2) 食事

 - (3) 環境の整備

- 7 健康管理

- 8 防災計画

- 9 日課

- 10 職員
別紙「職員名簿」及び「職員採用確約書」のとおり

(26) 事業計画書（例・障害福祉サービス事業所（通所））

〇〇年度事業計画書

- 1 所在地 大阪府四條畷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
- 2 利用定員 〇〇名
- 3 職員定数 〇〇名
- 4 事業開始年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日（予定）
- 5 事業運営基本計画

- 6 利用者支援
 - (1) 生活指導

 - (2) 作業指導

- 7 日課、週間予定
 - (1) 日課

 - (2) 週間予定

- 8 事業内容

- 9 施設運営管理
 - (1) 職員
別紙「職員名簿」及び「職員採用確約書」のとおり

 - (2) 防災計画

- 9 健康管理

(28) 職員採用確約書 (例)

平成 年 月 日

職員採用確約書

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇 印

平成〇年〇月〇日現在未定の下記職種の職員については、施設開設日までには採用の決定をすることを確約します。

記

職 種	人 数
介 護 職 員	〇〇名
指 導 員	〇名
栄 養 士	〇名
調 理 員	〇名
〇 〇 〇	〇名
〇 〇 〇	〇名
〇 〇 〇	〇名
合 計	〇〇名

(注) 1 この確約書の日付は、申請日とすること。

2 複数の事業を実施する場合は、事業ごとの人数を明記すること。

(29) 委任状 (例・設立代表者に全権委任する場合)

委 任 状

住所

氏名

上記の者を、社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者として、同法人の設立に関し
必要な一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇会設立発起人

住所

氏名

印

- (注) 1 この委任状は、設立発起人会で議決した後、作成すること。
2 設立発起人が連名で委任することとすることもできる。

(30) 委任状 (例・特別代理人を選任する場合)

(その1 設立代表者へ)

委 任 状

住所

氏名

上記の者を、社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者として、同法人の設立に関し
必要な権限のうち〇〇〇〇〇〇に係る事項を除く外一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇会設立発起人

住所

氏名

印

- (注) 1 この委任状は、設立発起人会で議決した後、作成すること。
2 例えば「設立代表者〇〇〇〇と法人との贈与契約を除く外一切の権限」等、特別代理人に委任する権限の範囲を明確に記載すること。
3 設立発起人が連名で委任することとすることもできる。

委 任 状

住所

氏名

上記の者を、社会福祉法人〇〇〇〇会特別代理人として、同法人の設立に関し
必要な権限のうち〇〇〇〇〇〇に係る一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇会設立発起人

住所

氏名

印

- (注) 1 この委任状は、設立発起人会で議決した後、作成すること。
2 例えば「設立代表者〇〇〇〇と法人との贈与契約」等、特別代理人に委任する権限の
範囲を明確に記載すること。
3 設立発起人が連名で委任することとすることもできる。

(31) 宣誓書 (例)

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇〇会の（理事 監事 評議員）就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号
- 2 破産法第30条第1項（破産手続開始の決定）
- 3 （評議員）社会福祉法第40条第4項及び第5項並びに社会福祉法施行規則第2条の7及び第2条の8
（理事）社会福祉法第44条第6項及び社会福祉法施行規則第2条の10
（監事）社会福祉法第44条第7項及び社会福祉法施行規則第2条の11
- 4 暴力団員等の反社会的勢力の者

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇 様

- (注) 1 第1号については、社会福祉法第44条第1項の規定により、評議員の欠格事項を役員についても準用します。
- 2 役員・評議員の選任に当たり、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要があります。なお、確認方法としては、履歴書若しくは宣誓書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法があります。また、官公署が発行する書類（身分証明書）により確認することも考えられます。
- 3 記名押印又は署名（自署）の場合に、印鑑登録印を押印や印鑑登録証明書の添付は必ずしも必要ではありませんが、必要事項を登記する際に、別途必要になる場合がありますので、ご注意ください。

(参考) 社会福祉法第40条第1項

次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(参考) 破産法第30条第1項

裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

- 一 破産手続の費用の予納がないとき。(第23条第1項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。)
- 二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

(参考) 民法第653条

委任は次に掲げる事由によって終了する。

- 一 委任者又は受任者の死亡
- 二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

(32) 就任承諾書 (例)

就 任 承 諾 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇〇会の { 理事 ・ 監事 ・ 評議員 } に就任することを承諾します。

なお、{ 理事 ・ 監事 ・ 評議員 } に就任するにあたっては、関係法令及び定款に定める事項を遵守することを誓います。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇 様

- (注) 1 各役員及び各評議員が就任承諾の意思表示を文書により行う場合の一例です。
- 2 記名押印又は署名 (自署) の場合に、印鑑登録印を押印や印鑑登録証明書の添付は必ずしも必要ではありませんが、必要事項を登記する際に、別途必要になる場合がありますので、ご留意ください。

(33) 建物建設計画書 (例)

○○○○建設計画書	
社会福祉法人○○○○会	
1	施設名 ○○○○
2	経営主体 社会福祉法人○○○○会
3	設置場所 大阪府四條畷市○○町○○丁目○○番地○号
4	利用定員 ○○名
5	敷地の面積 ○○○○㎡
6	規模及び構造
	造 地上 階 地下 階建
	1 階床面積 ○○○○㎡
	2 階床面積 ○○○○㎡
	3 階床面積 ○○○○㎡
	延床面積 ○○○○㎡
7	配置図及び平面図 別紙のとおり
8	整備費収入内訳
	平成 年度補助金 円
	独立行政法人福祉医療機構借入金 円
	借入金 円
	自 己 資 金 円
	計 円
9	整備費支出内訳
	建設本体工事費 円
	附帯設備工事費 円
	設計監理費 円
	初年度調弁費 円
	敷地造成工事費 円
	計 円
10	工事予定期間
	建築工事着手 平成 年 月 日
	竣工予定 平成 年 月 日
11	施設運営開始予定日 平成 年 月 日

(34) 建物概要書 (例)

建 物 概 要 書

所在地 大阪府四條畷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇号

構造 造 地上 階 地下 階建

面積 総延面積 〇〇〇〇㎡

建築面積 〇〇〇〇㎡

室種別面積

室の名称	室数	面積	室の名称	室数	面積
			計		

(36) 建物所有権保存登記誓約書 (例)

建物所有権保存登記誓約書

社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、市補助金を得て建設している

下記建物について、社会福祉法人〇〇〇〇会名義に所有権保存登記を行い、基本財産

に編入することを誓約します。

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者

印

(宛先)

四條畷市長 様

記

所在地 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番地〇〇号

構造 〇〇〇〇造〇〇屋根〇階建

延床面積 〇〇〇〇m²

(37) 補助金予定通知書 (例)

平成 年 月 日

補助金予定通知書

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇 様

四條畷市長

氏 名 公印

社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、〇〇〇資金として、
金〇〇〇〇円を、議会の議決を得て補助する予定です。

(注) 補助金交付の内示があるまでの間に法人設立認可申請をする場合は、内示書の写しに代えてこの予定通知書 (若しくはこれに類するもの) 又は確約書を提出すること。

(38) 借入金償還計画書(例)

償還年次	償 還 額			左に対する財源別充当額 (財源別・個人別に記入してください。)					
	元 金	利 息	合 計						
1	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
合計									
償還財源 充当内訳	元 金								
	利 息								

(注) 1 (独) 福祉医療機構の借入金の利息や償還額は、原則法人と機構との協議によるものとするが、不明な場合は2%とする等、資金に不足が生じないように計画すること。

なお、具体的な償還金額の提示を受けていない場合の各償還年次の元金は1万円単位とし、端数は初年度に計上すること。また、利息は千円単位とし、端数を四捨五入すること。

2 財源別充当額における寄附金額は、寄附者ごとに記載すること。

(4)個人からの贈与金

氏名					
生年月日 (年齢)	年月日 (歳)	年月日 (歳)	年月日 (歳)	年月日 (歳)	年月日 (歳)
法人との関係					
理事長との関係					
職業又は勤務先名 (役職) 事業の内容					
前年度の総所得	千円	千円	千円	千円	千円
同居親族との合算額 (前年度の総所得金額)	千円	千円	千円	千円	千円
同居親族	氏名 (年齢)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)
	続柄				
	職業又は勤務先名 (役職) 事業の内容				
	前年度の 総所得金額	千円	千円	千円	千円
最多負担年度の負担予定額 (うち既往借入分)	千円 (千円)	千円 (千円)	千円 (千円)	千円 (千円)	千円 (千円)
贈与の承継者の状況	氏名 (年齢)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)
	法人又は 贈与者との関係				
	職業又は勤務先名 (役職) 事業の内容				
	前年度の 総所得金額	千円	千円	千円	千円

- (注) 1 借入金の償還財源を全て運営費や措置費(その他運営補助金を含む。)の弾力運用等、介護保険収入等のみとする場合にあっては、作成は不要であること。
- 2 贈与者には、借入金の償還金の贈与が可能な所得等があることが必要であること。
- 3 償還贈与が61歳以上の場合には、60歳以下の贈与者の承継者(贈与契約書の丙の方)を記載すること。
- 4 前年度の総所得金額には、譲渡所得と一時所得金額は含ませないこと。
- 5 贈与の承継者の状況まで必ず記入すること。
- 6 贈与契約書の写し、前年度の所得証明書(原本)及び印鑑証明書(原本)を添付すること。
なお、所得証明書及び印鑑証明書については、合算する同居親族及び継承者分についても添付すること。
- 7 原則として償還贈与者が継承者になることはできないことに留意すること。

(40) 償還金贈与契約書 (例)

償 還 金 贈 与 契 約 書

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) と〇〇〇〇 (以下「丙」という。) は、次のとおり贈与契約を締結する。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の独立行政法人福祉医療機構からの借入金の償還財源として、総額金〇〇〇〇〇〇円を別記のとおり同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を毎年〇〇月末日までに行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき又はできなくなったときは、丙がその贈与を代替し又は残余の贈与を継承して行う。

第4条 丙は、第3条による贈与の継承を履行できなくなったときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住 所
氏 名 実印

乙 所在地
社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 実印

丙 住 所
氏 名 実印

- (注) 1 甲又は丙が設立代表者である場合は、法人の代表者は、設立代表者ではなく、設立発起人から委任を受けた特別代理人とすること。
- 2 法人の所在地は、主たる事務所のものとする。

(別 記)

償 還 年 次	贈 与 金 額		
	元 金	利 息	合 計
	円	円	円
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
計			

(41) 借入金償還贈与者の宣誓書(例)

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇〇会に償還財源を贈与するにあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

- 1 民法第9条及び第12条(成年被後見人及び被保佐人)
- 2 破産法第15条(破産手続開始の原因)
- 3 破産法第16条(法人の破産手続開始の原因)

平成 年 月 日
住所 四條畷市〇〇町〇〇丁〇〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇 実印

社会福祉法人〇〇〇〇会
設立代表者 〇〇 〇〇 様

(注意事項)

- 1 住所・氏名は必ず自署してください。
- 2 印鑑は、印鑑登録印を押印してください。
- 3 参 考

民 法

第9条(成年被後見人の法律行為)

成年被後見人の法律行為は、これを取消すことを得但し、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りにあらず。

第12条(被保佐人の行為能力)

被保佐人が左に掲げたる行為をなすには、その保佐人の同意を得ることを要す、但し、第9条但書に定めたる行為についてはこの限りにあらず。

破産法

第15条

- ① 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第30条第1項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

第16条

- ① 債務者が法人である場合に関する前条第1項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過(債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。)」とする。

(注) 設立代表者が贈与者の場合、あて先は特別代理人とすること。

(42) 施設長（管理者）就任承諾書（例）

就 任 承 諾 書

社会福祉法人〇〇〇〇会が設置経営する特別養護老人ホーム △△△△△の
施設長に就任することを承諾いたします。

なお、就任にあたっては、定款に定める事項を遵守し、その職務に専念する
ことを誓います。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者

様

- (注) 1 施設長（管理者）が就任承諾の意思表示を文書により行う場合の一例です。
- 2 記名押印又は署名（自署）の場合に、印鑑登録印を押印や印鑑登録証明書の添付は必ずしも必要ではありません。

第6 社会福祉法人設立後の手続について

1 法人設立認可書

四條畷市での内容審査が終了すると法人設立認可書が交付され、これによって社会福祉法人の登記が可能になります。

ただし、認可書の交付により法人が成立するものではなく、社会福祉法第34条（成立の時期）に定めるとおり、「社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立」します。したがって、認可書が交付された日から2週間以内に法人登記を行う必要があります。（組合等登記令第3条）

なお、法人登記にあたっては、事前に所轄の登記所と十分相談のうえ、手続を行ってください。

2 登 記

登記事項は組合等登記令に基づき、以下のとおり決められています。

《登記事項》

① 目的及び業務

公益事業や収益事業を行う法人においては、これらも登記してください。

② 名称

社会福祉法人 ○○○○会

③ 事務所の所在場所

主たる事務所を登記しますが、従たる事務所を置く場合は、それらも登記してください。

④ 代表権を有する者（理事長）の氏名・住所・資格

社会福祉法人の場合は、理事長のみ登記してください。

⑤ 資産の総額

当初の財産目録に記載された資産を登記してください。なお、今後は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に必ず資産の変更登記を行う必要があります。

3 理事会・評議員会（役員等の選任）

法人設立（設立登記）後、定款の規定に基づき、下記のとおり役員等の選任を行ってください。

（1）定款附則に記載された設立当初の理事により理事会を開催し、以下の事項を決議（設立登記後、すみやかに）

① 評議員選任・解任委員の選任

② 評議員選任・解任委員会の運営細則の決定

③ 評議員選任・解任委員会の招集及び開催の決定

④ 評議員候補者の選出

（2）評議員選任解任委員会を開催し、評議員を選任

（3）設立当初の理事による理事会を開催し、以下の事項を決議

① 評議員の選任結果の報告

② 理事、監事候補者の選任について

③ 評議員会の招集及び開催の決定

※（２）で評議員が選任されることを条件に（１）の時点で（３）②理事、監事候補者の選任について③評議員会の招集及び開催の決定の決議をすることは可能。その場合は（３）の理事会の開催は必要なし。

（４） 評議員会を開催し、理事〇名・監事〇名を選任

（５） 理事会を開催し、理事長を選定

（３）の理事会を開催しない場合は（３）①評議員の選任結果の報告も併せて行う。

※招集の省略を行うことを全役員が同意していれば、（４）の評議員会と同日開催も可。

（６） 理事長を登記（理事会で選定されてから２週間以内）

※上記の理事会・評議員会については、それぞれ開催日の１週間以上前までに招集通知を发出する必要があります。

※ただし、理事会については全理事・全監事の同意、評議員会については全評議員の同意があれば招集通知を省略して開催することが可能です。また、招集通知を省略することにより理事会・評議員会を同日に開催することも可能となります。

【参考】法人登記簿

・設立登記時点での法人登記簿（履歴事項全部証明書）の状態

役員に関する事項	大阪府四條畷市〇町〇丁〇番〇号 理事 〇〇〇〇
資産の総額	金〇〇〇〇万〇〇〇〇円
登記記録に関する事項	設立 平成〇年〇月〇日登記

・設立後、３回目の理事会（前頁の３（５）の理事会）で理事長が選定された後、登記した法人登記簿（履歴事項全部証明書）の状態

役員に関する事項	大阪府四條畷市〇町〇丁〇番〇号 理事 〇〇〇〇 (注)			
	<table border="1"> <tr> <td>大阪府四條畷市〇町〇丁〇番〇号 理事 〇〇〇〇</td> <td>平成〇年〇月〇日就任</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成〇年〇月〇日登記</td> </tr> </table>	大阪府四條畷市〇町〇丁〇番〇号 理事 〇〇〇〇	平成〇年〇月〇日就任	
大阪府四條畷市〇町〇丁〇番〇号 理事 〇〇〇〇	平成〇年〇月〇日就任			
	平成〇年〇月〇日登記			
資産の総額	金〇〇〇〇万〇〇〇〇円			
登記記録に関する事項	設立 平成〇年〇月〇日登記			

(注) 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 役員等の選任関係書類

定款に基づき役員等の選任を行う際には、役員等の欠格事由等を確認するための書類を備えておいてください。

なお、選任関係書類については、必要書類が法令等により明示されているものではありませんので、以下の書類は、役員等の欠格事由等を確認するために法人が備えることが望ましい書類の例示です。

<必要書類の例示>

理事・監事 ①役員名簿 ②就任承諾書 ③履歴書 ④宣誓書

評議員 ①評議員名簿 ②就任承諾書 ③履歴書 ④宣誓書

(注) ※「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」のかわりに、「宣誓書」を提出することができるかとされています。

※「委嘱状」により、任期と委任関係を明確にすることも可能です。

※ 法務局へ登記される際に「印鑑登録証明書」が必要となることがあります。

5 財産移転・設立完了報告

登記を終えたら、先に締結した贈与契約により、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を行ってください。法人設立認可書の交付を受けて1か月以内にそれらの移転を終え、別紙様式(1)の「社会福祉法人〇〇の設立登記等について(報告)」を四條畷長あて提出してください。

なお、土地・建物等不動産の所有権の移転登記に際しては、大阪府が発行する書類(「不動産使用証明願」により発行された証明書)を添付すると登録免許税が免除されます。

※ 登録免許税法第4条第2項(公共法人等が受ける登記等の非課税)

別表第3の第1欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第3欄に掲げる登記等(同表の第4欄に財務省令で定める書類の添付があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

※ 別表第3の10

- ・社会福祉法第2条第1項(定義)に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記
- ・自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記
- ・自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

※ 財務省令で定める書類

別表第3の10適用範囲の要件に該当する旨の大阪府知事の証明書

6 建物の完成・登記

建物が完成したら、表示登記を行った上で上記不動産使用証明を請求し、建物の所有権保存登記を行ってください。

7 定款変更届

建物の所有権保存登記が完了したら、先に提出している建物所有権保存登記誓約書に基づき、基本財産編入手続を行ってください。

※ 基本財産編入手続

- ① 理事会及び評議員会で同建物を基本財産に編入し、これに係る定款変更を行うことを議決してください。
- ② 「定款変更届」により、四條畷市長あてに基本財産が増加した旨の届を提出します。

8 法人設立登記及び財産移転完了届

平成 年 月 日

(宛先)

四條畷市長 様

住 所

法人名 社会福祉法人〇〇〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 (理事長印)

社会福祉法人〇〇〇〇会の設立登記等について (報告)

平成 年 月 日付け〇〇第 号により法人設立認可のありました、
社会福祉法人〇〇〇〇会の設立登記及び財産移転を完了いたしましたので、下記の書類
を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 設立当初の財産目録
- 2 法人登記履歴事項全部証明書
- 3 不動産登記全部事項証明書
- 4 預金残高証明書
- 5 その他の固定資産明細書